

◇IASB からの報告◇

適用後レビュー IFRS 第 16 号「リース」

IASB テクニカル・フェロー 牧野 めぐみ

1. はじめに

2019 年からの企業会計基準委員会（ASBJ）への出向を経て、2023 年 4 月より国際会計基準審議会（IASB）にテクニカル・フェローとして着任しています。本稿では筆者が IASB で担当を開始した適用後レビュー「IFRS 第 16 号『リース』」（本プロジェクト）の状況を報告します。なお、文中の意見にわたる部分はすべて個人的見解であることをお断りいたします。

2. 本プロジェクトの状況

IASB は、2023 年 12 月に本プロジェクトを 2024 年の第 2 四半期に開始することを決定し、2024 年 6 月に本プロジェクトを開始した。適用後レビューは、主要な新基準書等が意図されたとおりに機能しているかどうかを評価するためのプロセスであり、新基準書等が適用されてから最低 2 年経過後に開始される。

2025 年の上期にコメントレターの形で関係者からの意見を集めるための「情報要請」の公表を予定しており、現在は情報要請において質問する事項の識別を行うためにアウトリーチを行っている。アウトリーチは、ASBJ 等がメンバーとなっている会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）等、主に IASB のコンサルテーション・グループを対象の中心として行うことを予定している。

2024 年 6 月には、年に 1 回を基礎として開催されている IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）との教育セッションにおいて、IASB と FASB のそれぞれから IASB と FASB のリース基準書の適用後レビューの状況が紹介された。リースの基準書は IASB と FASB の共同プロジェクトにより公表された基準書である。FASB のリース基準書では、借手のリースのファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分が維持されており、この点において IASB のリース基準書と差異が生じることとなったが、多くの点で両基準書の要求事項は同様となっている。

FASB の適用後レビューは、基準書が公表された直後に開始することとなっており、基準書適用日前の活動として、基準書の適用のモニタリング活動のほか、基準書公表後の教

育文書の公表等も適用後レビューの一部となっている。FASB では、リースの基準書の公表後、基準書の適用日の変更を含めリース基準書に関連して 10 の ASU（会計基準の更新書）の公表により基準書の修正が行われている。

IASB の適用後レビューは、前述のとおり基準書の適用の影響を把握するため、適用から一定の期間後に開始される。IASB の基準書の適用のサポートの役割は IFRS 解釈指針委員会が担っており、適用の初期段階においては、通常 IFRS 解釈指針委員会に多くの論点が提出される。IFRS 第 16 号に関しては、過去に約 10 のアジェンダ決定が公表され、利害関係者から質問された適用上の論点について IFRS 第 16 号の適用に関する説明が提供されている。

3. 今後の予定

IASB では、2025 年の上半期に「情報要請」の公表を予定している。その後、情報要請の 120 日間のコメント期間後に、情報要請に寄せられるコメントレーターとアウトリーチで聞かれる意見にもとづいて、それぞれの適用上の論点について、どういった対応を行うかを IASB 会議で議論していくこととなる。FASB においては、今後の適用後レビューの焦点は、公開企業より後に適用日を迎えた非公開企業に対して追加の便法を提供するかどうかなどの議論に置かれることが予定されている。